

2012年9月市議会一般質問（案）

2012年9月7日（金）

6番 日本共産党 福間健治

日本共産党の福間健治です。質問通告しました4項目5点について、一問一答方式で質問いたします。

1、「社会保障と税」の一体改革について

（1）消費税について

消費税の税率を10%に引き上げる増税法が、国民の反対を押し切って、民主、自民も公明の談合で成立を強行しました。成立後のどの世論調査でも反対が多数です。今回の増税は、①消費税増税に国民の過半数が反対しているにもかかわらず、民主、自民、公明の3党が国会の外で談合を重ね成立させたものであり国民世論を無視し、議会制民主主義を蹂躪するものです。②もともと先の総選挙で「任期中は増税しない」と約束した民主党の公約違反です。③3党「修正」で増収分を公共事業に流用できる条項がもりこまれるなど「社会保障のため」などの口実も総崩れしている以上、消費税増税には大義も道理もありません。

民主党は自民、公明の協力を取りつけるため、成立後「近いうち」に衆議院の解散・総選挙をおこなうと約束しましたが、公約違反の法律を成立させた後で総選挙をやるなどいのは本末転倒のごまかしというほかありません。

さる8月29日、参議院本会議で野党7党が提出した野田首相にたいする問責決議案の可決は、消費税増税が国民の願いに反し、公約に反していることを反映したものであり、画期的意義をもつものです。すみやかに国会を解散し、国民の信を問うべきです。

（1）

ご承知のように消費税は、生活必需品を含め、ほとんどの商品やサービスが対象となり、所得の低い層ほど重い負担に苦しめられます。注目されるのは毎日新聞の世論調査で消費税増税が「暮らしに影響する」と答えた人が「おおいにある」47% 「ある程度ある」45%をあわせて92%に達していることです。

消費税増税が国民の暮らしに深刻な影響を及ぼすことを浮き彫りにしています。市民生活にも耐えがたい苦痛をもたらすことは必至です。私は国民世論を無視し、公約違反の消費税増税の実施は中止すべきと考えます。

そこで質問しますが、今回、強行可決された消費税増税法について、どのような評価をされているのでしょうか。見解を求めます。

(2) 社会保障制度改革推進法について

民主、自民、公明3党が、消費税増税と抱き合わせで強行した「社会保障制度改革推進法」が先月22日に施行されました。社会保障制度改革推進法は、税と社会保障「一体改革」関連法のひとつです。医療・介護・年金、生活保護などの改悪の方針を盛り込んだ法律で、消費税大増税と社会保障削減という「ふたつの激痛」を国民に強いるものです。

社会保障の基本は「自助・自立」の「自己責任」であるとして、国や地方自治体の公的責任と財政支出を大後退させる方針を鮮明にしています。社会保障の向上・増進を義務付けた憲法25条の理念を放棄する文字通り「社会保障解体宣言」ともいうべきものです。社会保障の主要財源を消費税に限る「社会保障目的税化」や医療や介護の「給付の重点化」「効率化」など縮減まで明記しています。「医療崩壊」「介護難民」をさらに加速させる激痛をもたらしかねません。社会保障切捨てる推進法は、野田内閣が宣伝してきた、消費税増税分は「社

会保障充実のため」という口実がまったく成り立たないことを示しています。

来年度予算編成でも生活保護をはじめとする社会保障費を圧縮するとしています。社会保障改悪推進は、消費税増税と一体になり、国民の暮らしをボロボロにして内需を冷え込ませ、景気後退による税収不足で財政悪化をますます深刻化させる結果しかもたらさないと考えています。

そこで質問しますが、社会保障改革推進法について、どのような評価をさせていますか。見解を求めます。

2、ひとり親家庭医療費助成制度について

今回提案されました議第93号について質問します。

これはひとり親家庭の一時的な経済的負担と事務的負担を軽減するために、これまでの償還払い制度から現物給付方式を導入しようとするものです。しかし事業の持続と受益者負担を理由に一部自己負担を導入するとしています。

利用者の利便性をたかめるため、平成24年12月診療分からスタートするとしています。

これまでの償還払いでは、「仕事を休んで市役所へ申請に行くのが負担」「医療機関での一時的立替え払いが経済的に負担」という声がだされてきましたから、現物給付方式の導入は前進と考えます。

しかし、一部負担の導入には異論がだされています。なぜなら県内で医療費助成を利用しているひとり親家庭、1万2、089世帯の内、臨時・パート・派遣契約などの不安定雇用で働く親が約4割を占め、年収200万以下が71・6%円、300万円以下は92%と経済的に大変な状況にあるからです。ある母子家庭の親は「たった500円という人もいるでしょうが、出費には変わりありません。風邪による発熱程度なら受診をあきらめ食費に当てることになり

ます」と話されていました。

そこで質問しますが、制度の趣旨からして、一部自己負担導入はそぐわないと考えますが、見解を求めます。

3、水道局の業務委託について

大分市水道メーター検針業務委託について質問します。

大分市水道局は、この4月より、水道メーターの検針委託業務をこれまで長年に委託していた協業組合大分管工事センターから、県外のマイタウンサービス株式会社に変更しています。

すでに業務委託から6ヶ月余りが経過していますが、関係者から、「検針棒がおそまつ、なかなか修理してくれない」「会社に電話するが人はいない」「検針は従来1件当たり3日以内におこなうようになっているが10日たっても適切な指導がない」「これまでメーター周辺の草刈などケアがあったが、まったくない。検針員の負担が増えた」「1件当たりの検針単価は60円から、47円に引き下げられ生活を圧迫している」などの苦情をお聞きしております。

いうまでもなく水道事業は、市民生活に欠かせない重要なライフラインであり、清廉な飲料水を安心・安全に安定的に供給することを目的としています。支障をきたすような事態はあってはならないと考えます。

そこで質問ですが、水道局としては水道メーター検針業務の状況をどう把握しているのか。まず見解を求めます。

4、防災対策

(1) 集中豪雨対策

7月に九州北部を襲った記録的な集中豪雨は、甚大な被害をもたらしました。被害にあわれたみなさんにお見舞いをもうしあげます。また一日も早い復旧を

願っています。

さて、大分市内においても、7月の集中豪雨被害による相談が数件寄せられました。

あるアパート経営者は、「今回の集中豪雨でアパート前の道路が数回冠水し、入居者の車がつかった。このことにより入居者2人が転居した」〔内水排除の緊急ポンプの設置をお願いしたが、仮設ポンプ、発電機をリースし、据え付けるまで、数時間を要し、対応が間に合わなかった〕今後のことを考えて個人で内水排除の設置を準備しているとのことでした。

さて、今回提案されている補正予算では、浸水対策として、内水排除の緊急度の高い4箇所について、常設の受電施設を設置するための予算の計上がされていることは一歩前進と考えます。

そこで質問しますが、7月の集中豪雨の際、浸水対策箇所として位置づけている21箇所についての対応はどうであったのか。見解を求めます。